

1 社随意契約する理由

工 事 名	特下神修第5号 平林浄化センター除塵機スクリーンユニット修繕工事
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第2号及び第6号の規定による。(目的・性格・競争不利) 本工事は、除塵機の経年劣化に伴い、内部のスクリーンユニットが摩耗し稼働に支障が生じたため部品を交換するものです。 このことから、除塵機の製造メーカーで唯一部品交換ができる下記の業者と随意契約を行うものです。
2 随意契約の相手方	埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目35番地 株式会社 日立プラントサービス 関東支店 支店長 中岡 浩人